

## 南スーダンPKOから自衛隊の即時撤退を求める意見書（案）

政府は2016年11月15日、南スーダンPKO(国連平和維持活動)に派遣している自衛隊に対し、安保法制の本格的な運用に基づく「駆け付け警護」「宿营地共同防護」の新任務付与を閣議決定しました。これをうけ、同任務は12月12日から実行に移されています。

南スーダンでは、2013年12月以降、大統領派と前副大統領派の内戦が全土に広がり、2016年7月の首都ジュバでの大規模な戦闘では数百人が死亡し、国連施設も政府軍から攻撃・襲撃を受けています。国連人権理事会専門化委員会委員長は今年14日、理事会特別会合で演説し、「南スーダンは全面的な民族間の内戦に陥る危機に直面している。地域全体を不安定化させかねない」と警鐘を鳴らしています。

任務遂行のための武器使用も認められた自衛隊が「駆けつけ警護」を行えば、政府軍との交戦の可能性も生じます。まさに、自衛隊創設以来、初めて戦闘によって自衛隊員が命を落とす、あるいは、相手の命を奪うという事態になりかねません。海外での武力行使を禁じた憲法9条を蹂躪する安保法制の具体化は到底容認できるものではありません。

11月に公表された国連特別調査報告書では、今年7月の戦闘によって、大統領と前副大統領との「和平合意」は「崩壊」したと断定していることは重大です。もはや「PKO参加5原則」の停戦合意の破綻は明瞭となっています。にもかかわらず、政府は「衝突は起こっているが戦闘ではない」などと詭弁を弄していますが、このような言い分は国際社会で通用するものではないと言わざるを得ません。

いま政府がやるべきことは、紛争解決への外交努力、非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化に努めることです。

よって、政府において、南スーダンPKO部隊への新任務付与を直ちに撤回し、即時撤退させることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年 月 日

茨城県議会議員 小川一成

(提出先)

内閣総理大臣

防衛大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長